

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告

訴えの変更申立書に対する答弁書

令和5年1月13日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

御庁に係る頭書事件における令和4年11月24日付訴えの変更申立書に
対し、次のとおり、答弁する。

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

第2 追加及び変更後の請求の原因に対する認否

全て否認及び争う。

サイレントロボのプログラムは、振動規制法及び騒音規制法に基づく

振動及び騒音の測定値を測るプログラムであり（振動規制法及び騒音規

制法ではピークを捉えない)、原告が本訴訟にて主張するような振動や騒音のピーク等を計測するプログラムではない。

したがって、サイレントロボのプログラムは、原告が制作したプログラムを複製したものではない。サイレントロボについて、複製権侵害がない以上、原告に損害は発生していない。

以 上